

XI 福祉指導課

福祉指導課は、社会福祉法人の指導監督や介護サービス事業者等に対する指導、市町村の介護保険事務に対する指導等を行っています。また、質の高い福祉サービスと、介護保険制度等の円滑な実施のために、自治体と事業所の双方への指導を行っています。

なお、介護保険に関する業務（項目番号5～8）については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律（第4次一括法）の施行に伴い、平成27年4月1日より都道府県に権限が移譲され、都道府県が行うこととなります。

社会福祉法人

1 社会福祉法人の設立、定款変更等の認可等

(1) 概要

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき設立された法人であり、所轄庁（国・都道府県・市）の認可を受けて設立されます。

所轄庁は設立認可のほか定款変更等の認可、各種届出の受理等を行います。

東北厚生局では、管内に主たる事務所を置く社会福祉法人のうち、2以上の都道府県の区域にわたる事業を行う法人を所管し、認可及び監督を行います。

(2) 根拠規定等

- | | |
|------------------|-------------|
| ① 社会福祉法人の設立認可 | 社会福祉法第31条 |
| ② 社会福祉法人の定款補充 | 社会福祉法第33条 |
| ③ 社会福祉法人の定款変更認可 | 社会福祉法第43条 |
| ④ 社会福祉法人の解散認可 | 社会福祉法第46条 |
| ⑤ 社会福祉法人の現況報告書受理 | 社会福祉法第59条 等 |

(3) 実績（平成22年度～平成26年度）

（単位：件）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定款変更等認可	6	12	16	7	19
現況報告書受理	14	15	17	19	19

(4) 東北厚生局所管社会福祉法人数（平成27年3月31日現在）

22法人（参考資料10（1）参照）

2 社会福祉法人の指導監査

(1) 概要

社会福祉法人における適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的として、東北厚生局所管の社会福祉法人を対象に法人運営、事業運営についての指導監査を行います。

(2) 根拠規定等

社会福祉法第 56 条第 1 項

(3) 実績（平成 22 年度～平成 26 年度）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
指導監査法人数	6	1	4	8	5

社会福祉法人に対し指導監査を実施し、主な指摘事項は以下のとおりです。

《理事・理事会に関するもの》

- ・ 審議経過が議事録に明確に記載されていない。
- ・ 理事長の専決事項について、理事会に報告されていない。

《監事に関するもの》

- ・ 監事監査が十分に機能していない。

《評議員に関するもの》

- ・ 欠席の多い評議員が見受けられる。

《法人運営に関するもの》

- ・ 苦情解決に関する規程が法人内で統一されていない。また、苦情解決の仕組みについて周知が不十分である。

《会計に関するもの》

- ・ 競争入札に付すべき事案であるにも関わらず、明確な理由がないまま随意契約を行っている。
- ・ 利用者預り金について、管理者の点検が不十分である。

《情報公開に関するもの》

- ・ 財務諸表及び現況報告書等について、ホームページで公表されていない。

3 社会福祉法人指導監査事務に対する技術的助言

(1) 概要

東北厚生局管内の県・指定都市・中核市が行う社会福祉法人指導監査事務について、関係法令、通知等に照らして指導監査が適切に行われているかを確認し、併せて技術的助言を行います。

(2) 根拠規定等

地方自治法第 245 条の 4

(3) 実績

平成 26 年度は実績なし。

4 障害者自立支援指導

(1) 概要

障害者自立支援制度の円滑な実施を目的とし、東北厚生局管内の自治体等に対して、県が行う障害福祉サービス事業者等の指定事務及び指導監査事務等に関する指導助言を行うとともに、県の指導状況を確認するため市町村において実地検証を行います。

(2) 根拠規定等

障害者総合支援法第2条第3項、第11条第1項及び第2項
地方自治法第245条の4

(3) 実績（平成22年度～平成26年度）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実地指導（県）	2	0	0	1	3
実地検証（市）	2	0	0	1	3

平成26年度は6自治体に対し実施し、主な助言は以下のとおりです。

《市町村指導について》

- ・ 指導において把握された問題点の指摘を行う指摘基準が定められていないので、指摘基準を策定する等、市町村指導の適正な実施に努めること。

《指定自立支援医療機関の指定事務について》

- ・ 指定結果について、障害者総合支援法第65条の規定の趣旨を踏まえ、県の公示として取り得る手段を講じること。

5 介護保険業務指導（自治体指導）

（1）概要

介護保険制度の円滑な実施を図ることを目的に、東北厚生局管内の市町村等（広域連合等を含み、指定都市及び中核市を除く。「以下同じ。」）が介護保険法第 23 条及び第 5 章の事務規定により実施する指定事務及び指導監査事務等について、報告を求め、助言若しくは勧告を行います。

平成 25 年度までは、個別の町村ごとに指導を行い、平成 26 年度においては、管内の 6 県において集団指導（市町村を対象とする研修会）を行いました。

（2）根拠規定等

介護保険法第 197 条第 2 項
地方自治法第 245 条の 4

（3）実績（平成 22 年度～平成 26 年度）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
指導自治体数	8 町村	2 町村	12 町	12 町	6 県

6 介護保険業務指導（事業所指導）

（1）概要

介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、東北厚生局管内の市町村等が指定権限を有する地域密着型サービス事業者等に対し、当該市町村等と合同で実地指導を行います。平成 26 年度は自治体指導を集団指導として実施したため、当該市町村等と合同での事業所指導は行っていません。

（2）根拠規定等

介護保険法第 24 条

（3）実績（平成 22 年度～平成 26 年度）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
指導事業所数	8	2	12	12	0

7 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理

（1）概要

介護サービス事業者による不正行為を未然に防止し、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等に係る業務管理体制の整備が義務付けられました。

東北厚生局では、指定等を受けている事業所等が 2 以上の都道府県に所在する事業者で、かつ、その事業所等の所在地が 2 以下の地方厚生局の管轄区域にとどまる事業者であって東北厚生局管轄区域に事業所等の数が多い事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理を行い

ます。

(2) 根拠規定等

介護保険法第 115 条の 32 第 2 項

(3) 実績 (平成 22 年度～平成 26 年度)

(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
届出受理件数	64	0	0	2	1
届出先区分の 変更件数	5	3	4	5	10
届出事項変更 件数	14	13	21	43	6

(4) 東北厚生局所管介護サービス事業者数 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

事業所等の数が 1 以上 20 未満の事業者 45 事業者
事業所等の数が 20 以上 100 未満の事業者 26 事業者
事業所等の数が 100 以上の事業者 1 事業者
計 72 事業者

8 介護サービス事業者に対する業務管理体制確認検査

(1) 概要

介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図るため、東北厚生局所管の介護サービス事業者を対象に業務管理体制の整備に関する検査を行います。

(2) 根拠規定等

介護保険法第 115 条の 33、34

介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針

(平成21年 3 月31日老発第0330077号老健局長通知)

(3) 実績 (平成 22 年度～平成 26 年度)

(単位：事業者)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
一般検査	12	10	10	9	24
特別検査	0	0	0	1	0

一般検査…業務管理体制の整備・運用状況を確認するための定期的な検査

特別検査…指定事業所等の指定等取消相当の事案が発覚した場合における立入検査

《一般検査結果》

平成 26 年度は 24 事業者に対して一般検査を実施し、改善を要すると認められた事項はありませんでした。